

## 第 1 2 回太田市景観審議会議事録

開催日時	平成 27 年 5 月 25 日（月）午後 1 時 30 分～3 時
開催場所	太田市役所 10 階 10A 会議室
出席委員 (議席番号順)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増山正明会長      ・渡邊美樹会長職務代理者</li> <li>・柳澤美樹委員      ・若林宏宗委員      ・小林則子委員</li> <li>・小林良男委員      ・朝倉由春委員      ・茂木一博委員</li> <li>・西村 豊委員      ・間々田尚広委員      ・栗原智史委員</li> <li>・丸橋康美委員      ・篠原 貴委員</li> </ul>
事務局 (小林主査)	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、ご多忙のところ、第 1 2 回太田市景観審議会にご出席くださいます、ありがとうございます。</p> <p>平成 2 7 年度最初の景観審議会でございますので、開会に先立ちまして、都市政策部恩田部長よりご挨拶申し上げます。</p>
事務局 (恩田部長)	<p>浅香部長のあとを受けまして、都市政策部長を拝命いたしました恩田と申します。どうぞよろしくお願いたします。開会に際しまして一言ご挨拶申し上げさせていただきます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、第 1 2 回太田市景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素から皆様には太田市行政に多大なるご支援ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして御礼申し上げます。</p> <p>ご案内のとおり太田市につきましては、平成 19 年 9 月に景観行政団体になって以来、景観に対する様々な行事を行ってきております。今年度につきましても、既に「このとき、ここから、この景色」と題しまして、お気に入りの景観発表会を市役所本庁舎をはじめ 4 箇所で実施しております。また、太田市景観賞でございますが、委員の皆さまのご助言等を頂きまして、今回で 5 回目を迎えることになりました。私事ですが、この景観賞につきましては、その前身が「太田都市景観賞」ということで、建築指導課で携わってきておりました。当時は、新築の建築物を対象を限定した形で実施しておりましたが、改めて景観賞に携われるということで、大変ありがたく感じている次第でございます。</p> <p>さて、本日の案件でございますが、議案が 1 件、報告事項が 2 件ということで、委員の皆さまには、忌憚</p>

	<p>のないご意見、ご提言を賜りますよう、お願い申し上げます。本日どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局 (小林主査)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本年4月1日の人事異動で、事務局にも異動がありましたので、改めて紹介をさせていただきます。</p> <p>都市政策部 都市建設担当副部長の太田副部長です。</p> <p>都市政策部 都市計画課 有本課長です。</p> <p>都市計画課 都市景観係 丹沢課長補佐です。</p> <p>申し遅れましたが、本日の進行を務めます、都市政策課 都市景観係 小林です。</p>
<p>事務局 (小林主査)</p>	<p>(1 開会)</p> <p>只今より、第12回太田市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第2項に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、<b>本日は15名の委員のうち13名の方が</b>ご出席いただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。</p>
<p>事務局 (小林主査)</p>	<p>(2 会長挨拶)</p> <p>ここで、太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>増山会長、よろしくお願ひいたします。</p>

<p>増山会長</p>	<p>(挨拶)</p> <p>皆さん、改めましてこんにちは。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>第12回太田市景観審議会の冒頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>昨年10月に審議会委員の改選がございました。委員の皆さまには、その後、景観賞の審査、あるいは表彰式・講演会へのご出席という形で、景観事業へのご参加ご協力をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。</p> <p>本日の審議会では、先ほど恩田部長からの挨拶でもございましたが、審議事項といたしまして、今年度の景観賞について、日程や募集要項、応募用紙についてご審議いただきます。</p> <p>また、報告事項としまして景観関連事業の平成26年度事業報告や平成27年度の計画についても事務局から報告、説明がありますので、皆さんの積極的かつ建設的なご意見をお願いいたしますとともに、議事のスムーズな運営につきましてもご協力くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>本日もどうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (小林主査)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましましては、景観条例施行規則第37条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>増山会長よろしく願いいたします。</p>
<p>増山議長</p>	<p>それでは、ご指名をいただきましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程につきましましては、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>

増山議長	<p>(3 会期の決定)</p> <p>日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。 本会議の会期は、本日一日と致したいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>(4 会議録署名委員の指名)</p> <p>次に日程第4、会議録署名委員2名をご指名申し上げます。</p> <p>議席番号 7番 小林良男 (こばやし よしお) 委員 議席番号 13番 栗原 智史 (くりはら さとし) 委員 をご指名申し上げます。 よろしく願いいたします。</p>
増山議長	<p>(※ 会議の傍聴)</p> <p>本日は、傍聴者はいませんね。</p>
増山議長	<p>(5 議 事)</p> <p>次に日程第5、議事に入りたいと思っております。 議案第1号 第5回太田市景観賞について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 (丹沢補佐)	<p>事務局の丹沢です。よろしく願いいたします。 議案第1号についてご説明いたします。 議案書の2ページをご覧ください。 「第5回太田市景観賞について」ということで、主な事務日程の案を一覧表にしたものでございます。 左側の行事予定の欄をご覧ください。 本日5月25日、本審議会において、景観賞に関するご審議をいただきます。 その後、市役所内での報告等の後、8月1日号の太田市広報や、ホームページへの掲載、また行政センター等へポスター掲示等を行い、8月3日の月曜日から10月2日の金曜日まで、今年度の案件を募集してまいりたいと考えております。 その間、チラシの作成や、関係団体の皆さまにチラ</p>

<p>事務局 (丹沢補佐)</p>	<p>シを配布する予定です。</p> <p>応募がありましたら随時、事務局で案件の補足調査、現地確認を行い、実際の審査につきましては10月下旬を予定しております。</p> <p>なお、審査会の前、10月上旬に、表彰等評価部会を開催し、審査方法や、表彰対象者の決め方を確認、決定していただければと思います。</p> <p>表彰対象者につきましては、例えば、建築物が表彰対象となった時に、所有者、設計者、施工業者として関わられる方がいると思います。そのどこまでを表彰対象者として表彰するのか、何回か審査会を行ってきた中でも、悩ましい問題でありましたので、審査会の前に方針を決めていただければと思います。</p> <p>審査会当日は、初めに審査方法を確認したうえで、現場確認に臨んでいただき、評価点数の集計、意見調整を踏まえて、即日表彰案件を決定していただきたいと考えています。</p> <p>その結果を、庁内手続きなどを経て、昨年は1月23日に表彰式を行いました。今年度も1月下旬の表彰式を予定しております。また、表彰式終了後、同じ会場で景観講演会を開催する予定です。詳しい日時、会場、講師はまだ決まっておりませんが、審査、表彰の日程は、この日程でお願いできればと思います。</p> <p>続きまして募集要項になりますが、3ページをご覧ください。</p> <p>募集要項につきましては、昨年のもとの、基本的な内容に変更はありません。</p> <p>目的、表彰の範囲、応募資格、応募方法、提出期間は記載のとおりです。</p> <p>応募期間は昨年同様8月9月の2か月間ですが、8月1日が土曜日であることから、3日の月曜日からと致しました。</p> <p>7の審査につきましては、審議会委員全員参加の審査ではありますが、主催は表彰等評価部会といたしました。</p> <p>審査結果を受けまして、11月中に受賞者への通知や各媒体へ公表いたします。</p> <p>表彰は、大賞は原則1点、その他の賞は若干数としますが、審査の結果、賞に値しないものであれば、受</p>
-----------------------	---

事務局 (丹沢補佐)	<p>賞なしもやむを得ないものとしします。</p> <p>5ページをご覧ください。太田市景観賞応募推薦用紙につきましては、昨年と同じ書式となります。</p> <p>以上、簡単でございますが、議案第1号、第5回太田市景観賞について、説明させていただきました。</p> <p>委員の皆さまのご審議につきまして、よろしく願いいたします。</p>
増山議長	<p>只今、事務局より議案第1号 第5回太田市景観賞について、日程等の説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
増山議長	<p>特に表彰対象について議論しなければならないということで、それは10月上旬の評価部会でやって頂くと説明がありました。いかがでしょうか。日程等よろしいでしょうか。</p>
西村委員	<p>最近はお応募件数が少ないですね。この辺を増やすような工夫も、何か必要じゃないかと思えます。私も力を入れてやっていて、皆さん結構良いことをされていますが、景観賞に応募できる状況ではないと言われていた方も多いです。レベルがものすごく高いと思われている方もいるので、例えば募集期間中に区長会等で説明されるときに、どんなものでも、まずは出してみてくださいみたいなことでお願いしたらどうでしょうか。</p>
事務局 (丹沢補佐)	<p>区長会議で、回覧板での周知をお願いをする際に、去年は、地区で何か活動があれば、推薦をお願いしました。その中でも、ハードルを高くとらえられると、なかなか推薦し難いかもしれませんので、今年は表現を考えてお願いしてみます。</p>
増山議長	<p>そうですね。あまり高いハードルのイメージを持たれると、なかなか推薦し難い。まずは応募していただくことが大事なことでありますので、その辺を説明される中で工夫してください。</p>

丸橋委員	今のお話の中で、ピーアールを何回かできませんか。募集期間は8月3日からですが、その前に広報などで、こういったものがあると、周知したらどうでしょうか。まずは知ってもらうことが一つ、それから、応募対象の案件が例えば花ならば、育てていく状態にしてもある程度の期間があるので、前もって準備期間が必要なのかと考えられますので。
増山議長	市の広報への掲載はほぼ同時期ですが、それより少し早い時期にということでしょうか。
事務局 (丹沢補佐)	現行では8月1日号の広報に載せて、8月1日から募集するという形になっています。早すぎない範囲でできるだけ早く記事を出せるように考えていきたいと思えます。
増山議長	太田市の広報誌はどのくらいの頻度の発行ですか。
事務局 (丹沢補佐)	毎月です。10日ごとです。
増山議長	月3回ですか。これは、何回か記事を出せますか。
事務局 (丹沢補佐)	原則として1回きりだと思います。
増山議長	皆さんが心配されているのは、応募案件が増えなければということ、まずはピーアールの仕方、周知の仕方をご心配されていると思うので、事務局も色々と制約があると思えますけれども、ただいまのご意見を参考にして、よろしく願いいたします。 他にはいかがでしょうか。
栗原委員	広報に載せるときに、受賞者の声、受賞して良かったみたいな、一言コメントなどを載せても面白いかなと思うのですが。受賞して変わったとか、大勢参加するようになったとか、そのようなものがあれば、また違ってくるのかな。受賞者のコメントですね。今まではなかったと思うので、また違った角度から。
増山議長	身近なものとして感じてもらう意味ですね。

小林(良)委員	<p>実際に我々が審査で現地を見に行くときには、応募される案件の時期がずれている場合が多いですよね。季節がずれている場合には、より説明、説得する写真など、より多様化していただけたらいいでしょうか。ここは花がきれいですよと言われて行っても、実際に花の時期の後ですと、果たしてどんなものだったかと、なかなか想像も難しいといったこともありますよね。ですから、景観で、この背景にこういう施設があってきれいですよということがあれば、資料となるものをもっと改良した方がいいのかなという気がします。</p>
増山議長	<p>応募用紙の改良ということでしょうか。</p>
小林(良)委員	<p>応募用紙と併せて、応募される方が、こういうところを見てほしい、ただし時期がずれてしまって、10月に審査に来てもらっても見せられない。ここでは7月がいいとか、9月ならこういう景色がいいのといった資料をたくさんつけてもらう形で。</p>
浅倉委員	<p>もし景観賞に応募した時に、審査するときには花がきれいであっても、1年間を通じて最後の後始末まできれいになっているかどうか、それを審査の対象にしたらいかがかと思います。要するに花が咲いているときだけ一生懸命やったではなく、後始末まで対象に入る。事務局にお願いしたいのは、資料なりにそれを含めて文章にして、そうすれば、応募した人も一生懸命になるのではないか。ただ審査のときだけきれいなのではおかしいと思います。</p>



増山議長	<p>今のご意見は、時間的なずれがあっても必ずしも最適な時期ではない場合であっても審査せざるを得ないところがあって、そこがまた難しいところであるけれど、その辺については、資料も一番のアピールポイントなどは写真等でもアピールしてくると思うし、記載してくると思いますが、その辺は実際の審査時期とずれるかもしれないけれども、その辺は我々に対しての資料作りにおいても事務局で工夫していただく。もう一つは、後半いわれたお話は、時期がずれているということは、我々が現地審査に行くときは、一番いい時期ではないかもしれないということですよね。逆に言うとその時期にこそ、いかに年間を通して維持管理されているかという、裏の部分まで見えてしまうので、その辺も評価の対象にせざるを得ないでしょうということですよね。それはそれでよろしいと思いますよね。</p> <p>その辺は現地審査の中で、一番良い時期だけではなくて、そういう時期には地道な維持管理をしていただくということが、評価の対象、ポイントとしては考慮すべきところがあるというご意見だと思いますが、それはそれでよろしいと思いますね。</p> <p>時期がずれたプレゼンについて応募用紙の中できちんとうたってくるかどうか別としても、そういう時期が見えてしまうから。その辺は我々が行間で汲み取ってしまうかもしれない、それはそれでいいことなのでしょうね。</p> <p>栗原委員さんのご意見は、広報誌の紙面どりの制約条件やレイアウト的なものもあるかもしれないけれども、そういったコメントを載せると、受け止められ方も違ってくるのかなということのご意見でしたね。その辺の可能性はありますか、紙面づくりの。</p>
事務局 (丹沢補佐)	コメントを載せる程度の紙面はあると思います
増山議長	では、2回掲載できるかという話と、コメントが紙面の中でレイアウトできるかどうかということは、前向きに検討いただくということをお願いいたします。
事務局 (丹沢補佐)	担当部署に確認します。

間々田委員	これまでの経緯がよく分かりませんが、前回審査会に参加して感じたのは、活動と建築物とを同じベースで評価するというのが、私自身とても難しいというのか、活動と建築物、そういうものの評価をどのように考えればよいのか私もよく分からない、もしかしたら分けた方がよいのかという気もするのですが、こういう形になった経緯が分からないので、経緯とかお考えがあれば教えていただきたいのですが。
増山議長	部会長いかがですか。
渡邊職務代理人	相対的な評価をしてどちらが良いか決めるのは難しいと思いますが、応募の数量によってどちらか2点ずつとか決めてしまうと、応募数が多ければよいかもしれないですが、応募の内容によっては片方ばかりになって偏る場合があるので、今のところは例えば、建物だけが賞に入るとか、活動だけが入るとかがないように、活動と建物が賞に入って、その中のどちらかが大賞になるかどうかというところで調整させてもらっている状況です。候補が多ければ、建築で一等賞、活動で一等賞と決めていけるとと思いますが、その辺が難しいところかなと感じています。
間々田委員	順位付けするのが難しいですね。
渡邊職務代理人	今のところは、最終的に、景観としての効果を計っていくしかないというところですね。
若林委員	分野が違ってても、景観という視点で見えていったら、建築物であれ、園芸的なものであれ、それほど違いはないと思います。景観として価値があるか、良いものになっているか、あるいは活動なのか。活動と建築物とは全然違いますからね。活動は目に見えない、モノではないですよ。そういうものまで含めてですから、各分野を一括で評価する方法はあまりないと思いますね。景観の1点だと思いますね、活動を含めてね。
渡邊職務代理人	建物の景観にしても、5年以上良好な景観を維持しているということで、それなりに手入れはされているので、ほったらかしではないというところがあると思います。
間々田委員	活動の結果で、景観がそこで保たれているということの活動を評価するということでしょうか。

渡邊職務代理者	<p>そうですね。維持するということの評価する。まだ、部会の前に色々言ってもと思いますが、先ほどのご意見でアピールする写真が何点かあった方がというお話がありましたので、ひとこと言わせていただきたいのですが、応募用紙の中の添付書類で、①のところに遠景および近景の写真各1点と書いてありますが、これを例えば1点以上とする。1点だとその一時のことしか添付できなくて、1点以上としておけば、花が咲いている時期と、咲いていないときでもこういう手入れをしていますよとアピールできるようにしておけば良いのかなと思いました。それから③と④ですがアピールしたいところが判る資料、調和の解る資料については、写真でも可ということですよ。①で写真各1点としてしまうと、写真は1点しか添付してはいけなかなと感じられてしまうので、①の写真について各1点以上としておけば、もう少しアピールする資料を増やすことができるかなと感じました。</p>
若林委員	<p>今までの、例えば大門仲町の町内会の活動も、現地審査に行ったときは、それほどきれいではなかった。写真で評価されたけれど、そういうのを想像して、いいじゃないかと。あるいは高林北町でも、レンゲが咲いているのを想像しながら、整備されているということなので、季節の違いなどは、ある程度、写真と説明文、現地の想像力で考えるしかないのではないのでしょうか。</p>
増山議長	<p>間々田委員さんのご質問は、景観を育てているということで、太田市の場合は、出来てすぐの取り組み方、表彰対象ではなくて、どちらかというところ、ある一定期間以上景観を育てているというか、そういう維持管理をしているというか、そういったハードにしてもソフトにしても、そういう取り組みを含めた周辺景観との調和とか、そういうことを意識した対象の括り方になっているので、先ほどからご意見があったように、広く景観というキーワードから色々なものを応募していただいて、その中で、評価すべきは評価するという形で、景観の切り口の中で評価しましょうという、そんな取り組み方だったと思うんですよ。だから、分野をそれぞれ厳密に分けずに、あくまで景観という切り口の中で取り組んできたものを中心として、ハードで</p>

増山議長	<p>もソフトでもどんどん出してください、良いものはどんどん表彰しますよ、そういうスタンスだったのではないかと。それで、先ほどの渡邊委員の意見ですが、私も各1点として限定して言われると、確かにそうなのかなと思いますが、逆にどうでしょうか、1点以上と言ってしまうと、膨大に付けてくる人が出てきて、非常に差がついてしまうという懸念もある。枚数は決まっていないですよ、添付資料は1ページとか1枚とか。1点程度とかぼかした言い方にして、以上と言って、ファイルで持ってこられても困ってしまいますよね。ほかでもあるんですよ、すごく差がついてしまって。数点程度とかそういう言い方が無難かなと思います。確かに1点と決めつけるより、少し自由度を持たせた方がいいですよ。1点程度とか、数点としますか。数点でいきましょう。</p>
小林(則)委員	<p>話が戻ってしまいますが、応募物件が少なくなってきたという中での考え方ですが、応募される方が漠然とした形で、応募していいのかどうなのかと感じられると思うんですよ。先ほど間々田委員さんがおっしゃったように建物と活動を分けることで、活動ならば応募できるかな、建物ならば応募できるか、あるいは看板で応募できるか、街路樹ではどうかということで、ポイントを絞ってくると、これは自分でも当てはまるかと思って、応募しやすいことがあるのかなという気もするのですが、建物と活動を一緒に評価するというところで、私もすごく悩まされていて、ちょっと視点も違うかなと思いますので、段々少なくなってきたら、また、その辺を考えていかなければならないのかなと。</p>
増山議長	<p>そうですね。その辺は大きな課題ですね。私も同様に思っていましたが、広くということが、却って分かり難くさへ繋がっているということでしょう。この程度ならいいのか、まだまだ応募できるレベルではないのか、その辺の迷いがあるということですよ。その辺をどう整理するのか、それが応募の増減にもかかってくるかもしれないけれど。これは、部会のときにもう一回話し合ってもらいましょうか。</p>

<p>小林(良)委員</p>	<p>景観の大義から言えば、景観というのは自然界と人間との関わりがあって景観が発生しているはずですよ。ですから当然、建築物、構造物という話も出ていますが、当然出て然るべきで、ただ、どこで仕分けるかという問題がある。ここでは応募件数が少ないから、両方まとめてという形をとりましたが、基本的には人間と自然界との関わり、建物でも、それが自然界とどのように調和しているんだという見方をしても、無理な話ではないような気がします。</p>
<p>増山議長</p>	<p>基本的には、おっしゃるように、私もそれは正しい部分だと思いますよ。人が自然とどう干渉するか、干渉の度合いとか程度とか、それが景観ということになると思う。人との関わりの中で景観はつくられているものだと思いますよね、おっしゃるとおり、なかなかそういう難しい議論も、一般の応募に対してはやはり、相当書き加えていかないといけないかな。そこが難しいですよ。小林委員がおっしゃるのが本質的なものだと思いますが。この辺は、今後に向けても、これで永続的にずっといいということには限らないかもしれないので、すぐに結論で直すことにはならないかもしれないけれど、課題として部会長に受け止めていただいて、議論していただけますか。色々ご意見を頂きありがとうございました。</p>
<p>篠原委員</p>	<p>応募対象の件で、5年以上自主的、積極的にということ、去年、地元の世良田駅周辺で、ヒメイワダレソウを農政部の補助というか助言で植えたところ、まだ6ヶ月しか経っていないけれど、応募していただいたんですよ。5年以下だからダメかなと言われたけれども、これだけやっているのだから応募してみたらということで、応募させてもらったいきさつがあります。5年くらい経っていないと中々きれいにならないけれど、やることによって、駅通りがゴミを拾ってくれる、ヒメイワダレソウを保護するために参加してくれる、すると通る人がまたきれいになったねと言ってくれる。鎌倉に行ったら、観光地というのはゴミがないですね。ここも、観光地ではないですが、水の関係で補助金を多少いただいているらしい。5年以上やっていると、審査の対象には難しいかなと思っているのですが、6ヶ月しか経っていないのに見ていただいたん</p>

篠原委員	<p>ですよね。委員のみなさんに評価していただいて、地元の方も喜んでいらっしゃるんですよ。続けてやってくれないかということで、今年も継続してやってもらっているんですよ。ですから5年というのが、どうかかなと思っ ていますけれど、応募件数がなくなってしまうと、もう少しハードルを下げてくださいの方がいいのかなと。 (※事務局補足：当該案件は「計画」として応募)</p>
増山議長	<p>個人的には5年くらいは継続するというのが、景観をつくる、育てていくためには、必要なのかなと思います。</p>
篠原委員	<p>樹木の場合は3年やらなければ全然だめですよ。ただ、ヒメイワダレソウとか地被類は1年で繁茂していくから、まああの景色はできるんですよ。</p>
増山議長	<p>それはできるとは思いますが、景観の場合は、それを持続させる、継続させるのが一つのキーワードになるんですよ。継続性をはずすわけにもいかないかなという感じはしていますよね。今後の参考としてお聞きしておくということで。</p>
渡邊委員	<p>必要条件ではないですよ、5年以上というのは。この中の該当するどれかにチェックするのであって、審査のときに、継続性、今年だけではないというのが審査の対象にはなるということですね。</p>
若林委員	<p>予定として、10月下旬に評価等表彰部会で現地審査とありますが、また、評価等表彰部会としながら全審議委員で去年みたいにやる形になりますか。</p>
増山議長	<p>そうだと思います。</p>

若林委員	<p>審査方法の確認ということで、10月上旬に評価等表彰部会があるわけですが、部会で審査方法を確認するだけでは現地審査時にズレが出てくるので、全員で審査をやるなら審査方法の確認も全体でやるべきだと思うんですよね。というのは、去年私がちょっとまずいなと思ったのが、1件だけ所有者が出てきて、接触してやりとりがあって、あとは全然いない。今までの部会の解釈だと、全部居てもらうのは大変だから、連絡しないで突然行って見ると。突然行くのは、過去に面白いことがあって、いい活動をやっていると聞いて行ったら、草茫々でひどいことがありましてね、そういうのも、突然行くという効果なので、連絡しないで行っているのだと思っていたら、去年はある場所で当事者が出てきて話をしている、所有者が出てきたり設計者が出てきたり話をすれば良いのはわかりますよね。去年は審査が非常に不公平だったと思うのですけれど。できれば全部出てきてもらうのが一番いいけれど、それでは応募した人に負担がかかるというので、先ほどの抜き打ちで普段の活動状況がばれてしまうというのは別にして。全部説明してもらならそれでいいですけど、行ったときに居た人だけ、そこだけ皆で聞いちゃって、あとは聞かないというのはマズイじゃないかと思うんですよね。今までは接触しないようにして、接触しても挨拶ぐらいだったと思うので。その辺を審査方法で確認してからやらないと、不公平になるし、去年は非常に不公平だったと感じています。</p>
増山議長	<p>差が大きいと気になるところですね。その辺は人の家にしろ、ある程度は入り込むことはあるかもしれない、敷地内へ入り込むわけだから、やはり基本的には、時間までは判らないけれどいつごろ行くのか連絡だけはしておかないと、それは普通かなと思いますね。そこに対して、説明は不要だということを言っておけばいいとおもうのですが、事務局はいかがでしょう。</p>
事務局 (丹沢補佐)	<p>これまで、応募して下さった方には、いつごろに審査に行きますといった、ぼかした言い方だったので、徹底するのであれば、いつごろに、と言っておいて、ただし、公平を期するため審査員との接触はないようお願いいたします、というような周知をすれば大丈夫かなと思います。</p>

増山議長	私も前回初めて審査会に参加させてもらったけれど、確かに色々な話を聞いちゃいました。だからちょっと気になったのはおっしゃる通りだと思いますけれど、その辺は断っておく必要はあるかもしれないですよね。
若林委員	説明があるなしでは、審査も全然違うと思いますよ。去年は色々詳しく説明していたけれど、公平にやらないとまずいですよね。
増山議長	審査ですから、公平さは必要ですよ。断っておけば解決できると思いますが、一応言っておいた方がいいと思いますけれど。
若林委員	先ほどの事務局の提案でよろしいと思います。審査員の方もそれを承知していれば。
増山議長	そうですね。ただ、おっしゃられた評価部会の確認事項というのは、基本的には部会の主催で、部会にお任せなんだけれども、やはり一昨年度ですか、色々なご意見があつてこの審査については、都合がつけば全員参加型で行ったらいいのではないかとということで、去年はやりましたよね。だから表彰の方法についての議論や確認や決定は部会でやって頂いて、そこで決定した事項について、審査方法等に基づいて、我々届出部会のメンバーについても参加できる方は参加して、審査に加わるという形で良いと思いますが。事前の議論は評価部会でしっかりしていただければいいと思いますが、若林委員のお話は、そこからきちっと加わるべきということでしょうか。
若林委員	去年、そういうことがあつたので申し上げたわけですが、審査方法の確認は評価部会にお任せいただいて、そこで決まったことは、当日の審査に行く前に、変更点などを部会長から説明しておけばいいと思います。
増山議長	説明しておくべきですよ。では、そういう形で行きましょう。ほかにはよろしいでしょうか。 活発に色々ご意見をいただきましてありがとうございました。それでは今のお話を含めて、先ほどご説明があつた表彰対象についての議論も含めて、10月上旬に予定される評価部会でご協議いただくということで、よろしいでしょうか。



増山議長	<p>それでは議案第1号、第5回太田市景観賞については、応募用紙の写真各一点のところを修正する形で、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
増山議長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり決定されました。</p>
増山議長	<p>次に、報告第1号 平成26年度景観関連事業実施報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (丹沢補佐)	<p>それでは、報告第1号「平成26年度景観関連事業実施報告について」ご説明いたします。議案書7ページをご覧ください。</p> <p>景観に関する取り組みと、屋外広告物に関する取り組みに分けてあります。</p> <p>まず、景観に関する取り組みとして、周囲の景観に大きな影響を与える大規模な行為の届出に関しては、景観法で届出が義務つけられております。昨年度は年間で117件受理いたしました。</p> <p>内訳ですが、建築物の新築24件、増築5件、外観変更が2件です。</p> <p>工作物の新設が5件。開発行為が83件。土地区画形質の変更が4件ありました。合計すると123件となりますが、これは内容について合算したものです。1件の申請で、建築と開発行為を一緒に出された例がありますので、受理件数とは数字が若干異なっております。</p> <p>行為の目的につきましては右の欄にありますとおり、新築の建築物については工場や倉庫が14件、店舗が5件、福祉施設関連が3件、その他2件。建築物の増築については工場が4件、畜舎が1件ありました。外観変更につきましても店舗1件、工場1件です。</p> <p>工作物5件の内訳ですが、電波塔が3件、その他2件となっております。</p> <p>開発行為につきましては、一千㎡以上の開発行為が対象となります。分譲が26件、貸家や集合住宅の建築が9件、店舗が7件、福祉施設の関連が10件、工場その他の関連が8件、太陽光発電が12件、その他11件となっております。</p> <p>事前にお送りさせていただいた資料の他に別紙で平</p>

<p>事務局 (丹沢補佐)</p>	<p>成 26 年度景観対象行為届出の例ということで、ご用意させていただきました。先ほど申しあげた中から 6 件抜き出しております。番号順になっていますが、一番については高林寿町に建設されたケースデンキの店舗になります。2 番が沢野小学校の新しい体育館です。3 番がまだ工事中ですけれども、日野自動車の工場の新築になります。その隣 4 番が、大原町の藪塚インターチェンジの近くですが、こちらは塀が工作物ということで届出に対象になっております。住宅のように見えますが社員寮だと聞いております。5 番は太田さくら工業団地にある山恵鉄工の工場になります。色彩変更ということで、工場というと単色の建物が多いのですが、モザイクのようになっております。施主さんのお話では、遠目に見ると、山並みの景観が浮き出てくるような配色になっているということです。6 番目が八幡町の旧太田病院の跡地にできました、とりせんの店舗となっております。このようなものが景観法の届出で市で受理して、色彩などを審査しております。</p> <p>続きまして、議案書 7 ページに戻りますが、お気に入りの景観発表会ですが、例年、年度初めに開催しております、今年度はすでに終了いたしました。昨年 5 月 30 日お気に入りの景観発表会ということで本庁舎の 1 階と尾島行政センターの 2 か所で開催させていただきました。その前の年までは市役所本庁舎だけだったのですか、去年は、市役所と尾島行政センターで開催させていただきました。ちなみに今年は、もう終わってしまったのですが、市役所、尾島行政センター、エアリスホール、藪塚中央公民館で開催させていただきました。</p> <p>続きまして「ぐんま景観展」ですが、これは、群馬県で主催している景観に関する取り組みを紹介する展示です。県内の景観行政団体の展示ブースがあり、昨年 5 月 30 日から 6 月 5 日まで県庁 1 階の県民ホールで開催されました。太田市からは、景観賞に関するパネルとお気に入りの景観のパネルを展示しました。</p> <p>4 番の関東地方都市美協議会は、12 月 18、19 日に、去年の会長市である新宿区で開催された総会に、太田市が副会長市として参加させていただきました。</p> <p>続きまして、8 ページをご覧ください。第 4 回景観</p>
-----------------------	---

<p>事務局 (丹沢補佐)</p>	<p>賞の表彰式と講演会ですが、昨年は1月23日に福祉会館大研修室で開催いたしました。受賞者や講演会の講師は記載のとおりです。</p> <p>最後に、景観審議会ですが、昨年度は5月20日に第10回景観審議会を開催させていただいて、景観賞についてと委員改選についてご審議いただきました。7月1日から31日まで改選委員の一般公募を行い10月2日に委嘱状交付式を開催させていただきました。</p> <p>また、同日に、会長選出会議、景観審議会、表彰等評価部会を開催させていただいて、10月30日に景観賞の第7回表彰等評価部会を開催させていただいて、景観賞応募案件の審査を実施し、表彰案件の決定を致しました。</p> <p>続きまして、屋外広告物に関する取り組みについてです。平成23年1月1日から、群馬県から屋外広告物の許可等の事務が委譲となり、太田市として取り組みを始めましたが、昨年度の許可の件数は、全部で674件になります。屋外広告物ごとに手数料が決まっております。一般的には、1㎡ごとに480円の手数料となっております。去年一年間の手数料としての収入が7,461,200円でありました。この許可申請とは別に、公共団体が掲示する屋外広告物の届出が長期の届出が11件、こちらは公共団体が設置する普通の看板といったものが主になっております。その他、短期として120件、こちらはポスターなどの申請が120件ございました。去年は選挙の関係などありましたので、政治関係のポスターが多かったと思います。</p> <p>続きまして、屋外広告物に関しましては、昨年26年度からですが、毎月1回、申請のあった屋外広告物の現地審査を行うようにいたしました。新規の許可や、これまでに出了たもので更新許可にかかる現地確認を、毎月一回、件数につきましては30件から40件ありますが、実際に現地に行って申請書類と内容をチェックするようにいたしました。野立看板につきましては、高さや面積やデザイン、交差点や道路からの距離が許可基準で決まっていますので、そのようなところをチェックするようにいたしました。</p>
-----------------------	--

<p>事務局 (丹沢補佐)</p>	<p>続きまして3番の簡易除却ですが、景観ボランティアの皆さんや太田警察署、太田土木事務所、東京電力、東電これらの関係団体の皆さんのご協力により、違反簡易広告物、はり紙や、捨て看、立看板を巡回や除却を行っております。</p> <p>一斉除却といたしましては、屋外広告物適正化旬間が国で定めておりまして、毎年9月1日から10日間ですが、こちらのほうでさきほど申し上げました関係団体の皆さんにご協力いただいて実施しております。もう一つ年末になりますが、新年のニューイヤー駅伝前にコースのチェックを行っております。除却物件につきましては多いのは不動産の案内や、金融の融資の勧誘を電柱に貼ったものが昨年あたりから急に多くなりました。特に電柱に貼ってあるものでは簡単融資のうたい文句で携帯の電話番号が書いてあるそのようなものが何種類かあります。太田市だけではなく、伊勢崎市のほうでもかなり貼ってあったということなので、昨年あたりからかなり増えてきたのかなという気がしています。</p> <p>その他、屋外広告物に関しましては、引き続き日々の申請を受ける中で是正指導のほうも行っています。</p> <p>平成26年度景観関連事業実施報告は以上でございます</p>
<p>増山議長</p>	<p>只今事務局のほうからございました、第1号平成26年度景観関連事業実施報告ということで説明がございました。これについてご質問やご意見がございましたらお願いします。</p>
<p>丸橋委員</p>	<p>屋外広告物の現地確認ということで、これは昨年度からということですが、従来からずっと実施されていたかなと思ったので、意外な感じがしたのですが、こういうことは継続してやっていただければなと思います。申請書と実際のもので、違いがあるかどうかという確認は継続して続けられたらと思います。</p>
<p>事務局 (丹沢補佐)</p>	<p>お話いただいたとおり、本来はずっと実施するべきものだったのですが、更新期間の3年間が経過したあとに見直してみて、現地が違うのではないかということが何件かあったものですから、改めて現地を確認してチェックしなくてはいけないということで、昨年度から始めさせていただきました。こちらについては今</p>

	年度も引き続きやっていきたいと思えます。
増山議長	ありがとうございます。他にはいかがでしょう。
渡邊職務代理者	登録件数は全部で何件になりますでしょうか。現在許可されている件数は。
事務局 (丹沢補佐)	許可件数は三千件くらい、年間で一千件弱くらいでしょうか。
渡邊職務代理者	看板に許可書みたいなものが貼ってあったり印がしてあったりするのですか。
事務局 (丹沢補佐)	許可を出したのものについては、許可済シールが貼ってあります。
増山議長	よろしいですか。他にはいかがでしょう。 報告については以上でよろしいでしょうか。 ありがとうございます。お諮りいたします。報告第1号景観関連事業実施報告については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。報告第1号については原案のとおり承認されました。
増山議長	つづきまして、報告第2号「平成27年度景観関連事業計画」について、事務局より説明をお願いいたします。
議案説明 (丹沢係長)	報告第2号「平成27年度景観関連事業計画」についてご説明申し上げます。議案書については11ページをご覧ください。 報告第2号「平成27年度景観関連事業計画」についてご説明いたします。 「1. 景観届出対象行為の届出受理」に関しては、引き続き届出に係る相談、指導を行ってまいります。先程別紙でご覧いただいたような大きな建物や大規模な分譲地などが対象となっております。こちらについては農地転用や開発許可申請における事前照合時に、届出対象案件に対する早期の周知、指導を行い、届出の徹底を指導していきたいと思っております。 続きまして「2. お気に入りの景観発表会」は、今年度はすでに開催を終えましたが、21名の方から、48点のご応募があり、4月3日から5月1日まで、新田エアリスホール、尾島行政センター、藪塚中央公民館、市役所1階の4カ所で展示いたしました。

<p>事務局 (丹沢補佐)</p>	<p>続いて「3. ぐんま景観・まちづくり展」ですが、今年度はぐんま“まちづくり”ビジョンシンポジウムと同日開催となり、7月3日の10時から16時まで1日だけですが、群馬会館において、県内各地の景観・まちづくりに関する資料などを展示する予定となっております。</p> <p>「4. 関東地方都市美協議会」につきましては、来年度は太田市が会長市となりますが、本年度は副会長市として、会長市である足利市での総会、こちらが10月19日、20日の二日間予定されておりますので参加したいと思っております。</p> <p>「5. 第5回景観賞・景観講演会」につきましては、先ほどの議案で説明いたしましたとおり、このような日程で実施させていただければと思っております。</p> <p>「6. 屋外広告物許可申請等・是正指導」ですが、許可申請事務に係る現地調査等の中で確認された広告物については、申請指導や是正指導を行います。群馬県内や太田市周辺の広告業者には、許可申請に対する意識が浸透してきておりますので、事前に許可基準内のデザイン案を作ってお出ししていただきますが、県外の業者が許可を受けずに掲出する野立て看板等が幾つか見られますので、早期発見し指導に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>違反簡易広告物の除却につきましても、昨年度から多くなってきておりますが、関係機関や景観ボランティアの方々にご協力いただき、早期対応してまいりたいと考えております。</p> <p>「7. 屋外広告物適正化旬間」ですけれども、市広報による周知を行い、関係機関や景観ボランティアのほか、区長会にも依頼して巡回パトロールを実施したいと考えております。期間につきましては、9月1日から10日までの10日間となっております。</p> <p>その他、景観ボランティアについては今年度新しく2人の応募があり講習もすでに終わっていますが、随時募集するほか、特に風致地区内における行為についても、建築等の規制事務に関連して行っていきます。</p> <p>平成27年度事業計画につきましては、以上になります。</p>
<p>増山議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。只今、事務局より</p>

	<p>「報告第2号平成27年度景観関連事業計画」についての説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
西村委員	<p>違反広告等は電柱以外少なくなりつつあるのですが、合併して10年経って、市関係の看板で、表記が新田町というものがまだかなりの量あります。</p> <p>(持参した写真を提示)</p> <p>これは3月以降に撮った写真ですけれど、クリーン作戦のときに、例えば区長さんあたりに確認していただくとか、まあすぐにはできないと思いますけど。かなりの量があるので。</p> <p>この写真の中で、矢太神水源のものですけれど、ゴミ捨での指摘をする大きな看板を建てたんですよ、太田市で。一番いいところに建てたので、この辺を考えていただければと思います。</p>
増山議長	<p>この辺の是正というのはいかがでしょうか。</p>
事務局 (有本課長)	<p>先程仰られたように、新田町も太田市になって10年経ったなかで、こちらを見ますと、公園関係の部署であったり、水源の担当の部署であったりしますので、担当課の方に是正指導というか替えていただきたいというお話をさせていただきます。是正指導できるところについてはしていきたいと思います。</p>
増山議長	<p>そうですね、早速お願いいたします。他にはいかがでしょうか。</p>
小林(則) 委員	<p>4番の関東都市美協会というのは、私たちは何かお手伝いすることはあるのでしょうか。</p>
事務局 (丹沢補佐)	<p>いえ、今年は特にありません。事務局の方で対応させていただきます。ただ、来年は太田市が会長市になりますので、総会を太田市で開催することになります。そのときよろしければお手伝いいただくことになるかと思えます。</p>
増山議長	<p>他にはいかがでしょうか。</p>
渡邊職務代 理者	<p>広告物の規制について、現状と新しく出てきている広告物についてすり合わせをしなければならないという話が昨年度あたりからありましたけれど、届出等審査部会の開催の予定とかありますでしょうか。</p>
事務局	<p>昨年度も少しお話をさせていただきましたが、屋外広</p>

(丹沢補佐)	<p>告物の業務を行っていく中で、色々なケースが出てきて、その都度、群馬県や近隣の市と意見のすり合わせをしてきたのですが、それでは収まらない案件が出てきているのが実情です。そこで、今年はぜひ届出の部会の委員さんにご助言いただいて、どのように解決していけばよいのか決めさせていただければと思います。7月くらいに部会を開催させていただく中で、方針を決めていただければと思います。ご協力ご助言のほどをよろしくお願いいたします。</p>
増山議長	<p>はい、そういうお話でございます。</p> <p>昨年から話には出ていたのですが、屋外広告物の関係で色々な案件の中で問題が出てきて見直さなければならぬものも出てきているのではないかとということで、届出部会もこれまで主だった活動がなかったのですが、いよいよ出番がきたようで、7月という話がありましたけれど、まず実際の届出の案件を事例的に見ていただいて、部会の中で現状認識から始まって議論をして、その後また見直すべきか否かという話になるのであらうと思います。まずは実際の事例から現状認識、問題意識を持っていただいて、その辺から議論を届出部会の方にもしていただくということになるかと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。これについて何かご質問等ありますでしょうか。</p>
増山議長	<p>他にはいかがでしょうか。</p>
間々田委員	<p>事務局にお伺いしたいのですが、いま南口のリフォームというか工事をやっていますね。太田駅の南口です。最初全ての木を伐採してしまうという話があって、その後、あの木をどうして切ってしまうのかという声が出て、いま二本だけ残したと思うのですが、あれは市の中の景観に携わっているところで、あれは切ってはいけないというような議論はあったのでしょうか。</p>
事務局 (有本課長)	<p>はい、そういう議論はあったかと思います。道路整備課が整備している太田駅南口広場ですけれど、高木での鳥のフン害などもある中で、いま仰られたような景観も含めた議論が内部で行われた経過がございます。</p>
間々田委員	<p>その経過の中であれは全て切ってしまうという結論になったわけですか。</p>



事務局 (有本課長)	<p>全て切ってしまうという話も出たわけですが、しかしながらあの高木を全て切ってしまうのはどういう訳だという議論もさせていただき、二本残っているようなかたちではあります。</p>
間々田委員	<p>私たち市民が最初に聞いたのは、全て切ってしまう話で、あの木をなぜ切ってしまうのかという声はかなり強かったわけなんですね。でも色々意見があって二本残っているのです、今はいいと思うのですが、あれを景観の視点で見ると全て切ってしまうというのは暴挙とは言いませんけれど、議論が浅かったのではないかなと思います。</p>
事務局 (有本課長)	<p>いまムクドリが大量に発生しておりまして、あそこに停まっているタクシーや、駅から出てくる人を待っている車にフン害がすごかったんですね。それで、二本残したかたちではあるのですが、高木ではなくて低い木がいいのではないかと色々議論させていただいた経過があります。いま間々田委員がお話しされたように、では切ってしまうという話も出たわけですが、景観とかそういう部分も含めたなかで二本残すことになったという経過でございます。</p>
小林(良)委員	<p>余談ですが、後ろに見えるのは金山の山頂部分ですね。あの部分はケヤキなんですよ。私が金山に関わってもう14年経つのですけれど、南側のケヤキの枝張りが非常に元気が良くて、太田の街が半分くらい、ケヤキの枝に覆われてしまって見えなくらいです。金山の山頂から南を見ると市庁舎がわずかに見えるくらいで、あとはケヤキの葉に覆われてしまう。いずれにしても金山の山頂からその街が見えなくなってしまうと大変思い悩んでいるところです。ですから下で一本二本の木を切るか切らないかで話をしていますが、その内に金山山頂から太田の街が見えなくなったらどういいう見解が出てくるのかなと。切るということの難しさ、どこまで切るかの難しさ、それからどこまで受け入れてもらえるかの問題、これは非常に難しい問題です。</p>
増山議長	<p>見る、見られるという視点の関係というのは、どちらが良ければというのは難しいですよ。他の街の視点場として有名なところでも、見えづらくなっているという課題は確かにありますよね。</p>

増山議長	<p>他にはいかがでしょうか。他に質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。それでは先程ありましたように届出部会皆さんにつきましてはちょっと頭の中に話を入れておいていただければと思います。</p> <p>それでは他にご意見もないようですので、お諮りいたします。報告第2号の平成27年度景観関連事業計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
増山議長	「異議なし」と認めます。よって、報告第2号については、原案のとおり承認されました。
増山議長	以上をもちまして、審議を終了し議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局 (小林主査)	増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様にも、熱意のある議論をしていただきまして大変ありがとうございました。
事務局 (小林主査)	(6 その他) 日程「第6 その他」につきましては、事務局からお願いします。
事務局 (丹沢係長)	<p>先程、少しお話させていただきましたが、屋外広告物の条例を扱っている中で、現状を現行条例に照らし合わせると非常に悩ましい案件が幾つか出てきておりますので、こちらについて7月くらいに届出等審査部会で委員の皆さんの意見を聞きたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>またもう一件、先程渡邊先生からご質問のあった屋外広告物の申請の件数について、約三千件と申しましたけれど、更新の件がありますので約二千五百件くらいです。誤った数字をお伝えしてしまい申し訳ありませんでした。</p>
事務局 (小林主査)	最後に、委員の皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。
委員	(特になし)
事務局 (小林主査)	(7 閉会) それでは、以上をもちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。